

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事業 Q & A

2020.10.8現在

■事業全般Q & A

	質 問	回 答
1	今回の事業の目的は何ですか	観光事業者、旅行者がともに感染防止対策を行うことで、安全安心な信州の旅行を推進するとともに、国の観光支援策であるGoToトラベルキャンペーン開始後も苦しい状況が続く中低価格帯を中心とする宿泊施設の利用促進と、平日を含めた旅行の平準化を図ることにより、甚大な影響を受けている観光業全体の需要回復を目的としています。
2	今回の事業の具体的な内容は何ですか。	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディスカバー信州県民宿泊割第2弾:長野県内在住者（全日対象） ・ GoTo信州！宿泊割～信州は平日がお得～:国内在住者（平日対象（年末年始、金土・祝前日が対象外）） <p>【割引額】長野県内の宿泊施設での1泊以上の宿泊を伴う旅行代金 1人1泊当たり（1旅行当たり2泊まで） 5千円以上8千円未満の宿泊旅行代金：1千円 8千円以上2万円以下の宿泊旅行代金：2千円 ※GoToトラベルキャンペーンとの併用は可能</p> <p>【実施期間】 第1期：令和2年10月8日チェックインから12月1日チェックアウトまで（第2期以降は決まり次第お知らせします）</p> <p>【申込方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事前登録のある旅行会社での割引 ② ①③の取扱いがない宿泊事業者の場合は直接予約から割引 ③宿泊予約サイト（OTA:じゃらん.net、楽天トラベルの宿泊予約サイトより割引クーポンを取得）
3	割引はいつからですか。	10月8日チェックインから対象になります。 また、予約についても10月8日から始まりますので、8日以降にインターネット予約サイト（OTA：じゃらん.net、楽天トラベル）で発行される割引クーポン券を取得頂き予約されるか、各旅行会社で割引を受けてください。また、OTA及び旅行会社からの送客がない宿泊施設については、直接予約から割引になる施設もありますので、詳細については、下記特設HPを御確認ください。 (https://tabi-susume.com/)
4	10月8日より前に予約したものは対象になりますか。	対象になりません。10月8日以降に宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）で発行される割引クーポン券を取得頂き予約されるか、各旅行会社で割引を受けてください。また、宿泊予約サイト及び旅行会社からの送客がない宿泊施設については、直接予約から割引になる施設もありますので、詳細については、下記特設HPを御確認ください。 (https://tabi-susume.com/)

	質 問	回 答
5	どうしたら利用できますか。対象旅行会社はどこですか。	取り扱う宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）、旅行会社から予約してください。また、そのいずれも取扱のない宿泊施設は直接予約でも利用可能です。詳細は特設WEBサイトで閲覧可能です。 (https://tabi-susume.com/)
6	宿泊予約サイトや旅行会社から利用できる宿泊施設はどこですか	取り扱う宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）及び旅行会社へ直接お問い合わせください。旅行会社等により希望の宿泊施設を取り扱えない場合もありますので、御了承ください。
7	直接、宿泊施設に予約した場合は割引になりますか	宿泊予約サイト（じゃらん.net、楽天トラベル）、及び旅行会社のいずれも取扱いがない宿泊施設の場合は直接予約して割引を利用できます。その他の宿泊施設は利用できません。直接予約の割引の対象になる宿泊施設については、以下のHPより随時更新していきますので、御確認ください。 (https://tabi-susume.com/)
8	対象となる商品はどんなプランでもいいですか	5,000円以上20,000円以下の宿泊を伴うプランなら対象です。交通付きの場合は特に車内での感染症対策をお願いします。
9	一人当たり何泊まで割引の対象になりますか。	お一人様1旅行当たり2泊までの利用となります。ただし、旅行会社でご予約頂く場合には、別日程での別旅行であればお一人様何回でもご使用いただけますが、宿泊予約サイトをご利用の場合には、お一人様2枚までとなりますので、ご注意ください。また、予算額に達し次第終了となりますので、御了承ください。
10	家族で旅行する場合、子どもや幼児はどうカウントするのでしょうか。	子どもや幼児も対象です。それぞれの旅行代金に対して、割引対象の金額が御確認ください。
11	「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。	事前にプランとして設定されている、宿泊代、飲食代、観光施設利用料、消費税を含みます。
12	修学旅行は対象になりますか。	修学旅行は対象になりません。ただし、クラブ活動もしくは部活動のスポーツ合宿、ゼミ合宿等は対象になります。 ※要綱の一部を変更しました。
13	旅行ツアーは、対象になりますか。	長野県内での宿泊を伴う事前登録された旅行会社のツアーであれば、対象になりますが、詳細は旅行会社に確認をお願いします。
14	日帰りバスツアーは対象になりますか。	日帰りのバスツアーは対象になりません。なお宿泊を伴うバスツアーは対象になります。
15	国のGo Toトラベル事業との併用はできますか。	併用可能です。 例えば宿泊旅行代金10,000円の場合…Go toトラベルキャンペーン3,500円割引+2,000円割引(本事業)=割引額5,500円(実支払い額4,500円) 【55%割引】になります。
16	市町村が実施する割引との併用はできますか	県では市町村事業との併用を妨げないこととしています。なお実際に併用できるかは各市町村にご確認ください。

	質 問	回 答
17	県で実施している宿泊延期クーポンとの併用はできますか。	併用はできません。また「宿泊延期クーポン」だけでなく、「小さなお宿応援事業」や「安全・安心な修学旅行等サポート事業」など県が実施している事業との併用はできません。
18	国のGoToトラベルクーポンや、地方自治体などによる独自の割引制度、OTA等が発行するクーポン割引をあわせて適用したいのですが、支援額の計算の基礎となる「旅行代金」はどう計算するのでしょうか。	元値をもとに計算することを基本とします。国や他の自治体などによる独自の割引制度等による割引後の価格をもとに県の支援額を算出する必要はありません。
19	事前に予約をした宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類の代金など、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも、支援の対象となるのでしょうか。	事前に予約を行っていたもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付きプランとして申し込みを行っていた場合には、朝食代金も含めて支援の対象です。 <u>一方で、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。</u>
20	事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか。	事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアー代金に含まれていれば支援対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。
21	安心旅人宣言カードの持参・提示は割引するに当たって、必ず必要ですか。	長野県では、全ての旅行者に安全安心な旅行を楽しんでいただくため、「安心旅人宣言カード」（下記PDFを印刷して切り取ってお持ちください。）を作成し、旅行者にも旅行前の体調管理や旅行中の感染防止対策の徹底をお願いしています。本事業においてもカードの提示・携行を励行していますが、提示等がない場合は、マスクの着用や手洗いの励行、宿泊施設が行う取組への協力について、旅行者への御案内をお願いします。 https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/documents/tabibi.pdf
22	長野県在住者は、ディスカバー信州県民宿泊割第2弾とGoTo信州！宿泊割の併用はできますか。	同一者に対して、同一日の宿泊分に併用することはできません。

質 問	回 答
-----	-----

■事業者向け Q & A

1	<p>宿泊予約サイトや旅行会社から送客を受けています。お客様から直接連絡が来た場合は対象になりますか。</p>	<p>対象になりません。取り扱いいただいている旅行会社等を通して予約してもらおうようお願いください。</p>
2	<p>県内在住者等はどのように確認するのですか。</p>	<p>販売する旅行会社等において、申込者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認の徹底をお願いします。</p> <p>団体・グループ手配の場合、申込代表者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるとともに、他の参加者についても代表者の責任のもと県内在住者等であることの住所確認を行ってください。</p> <p>なお、確認する書類としては以下の資料が想定されます。</p> <p>身分証明書は、運転免許証、健康保険証、住民票、学生証、マイナンバーカード、公共料金領収書(電話・ガス・水道・NHK受信料など：発行日から2ヵ月以内)などです。</p>
3	<p>旅行会社については、登録事業者でないと宿泊割引は、受けられませんか。</p>	<p>旅行会社については、登録事業者でないと割引が受けられません。登録旅行会社については、下記の特設HPから御確認ください。</p> <p>(https://tabi-susume.com/)</p>
4	<p>旅行会社が契約している宿泊事業者も、事業者登録の必要はありますか。</p>	<p>登録の必要はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書(ポスター・ステッカー)を店内、店頭に掲示をお願いします。</p>
5	<p>事業者のマニュアルについては、いつ送ってもらえますか。</p>	<p>旅行会社については、マニュアル及び登録完了通知等を10月6日までに送ります。</p> <p>宿泊事業者については、登録完了次第順次送らせて頂きますが、すぐに割引を適用されたい場合には、観光誘客課(026-235-7253)にご相談ください。</p>
6	<p>日々の販売状況は報告する必要がありますか。</p>	<p>割引支援金の適正かつ効果的な執行を図るため、実施期間中、毎週月曜の正午までに前日までの販売実績等の進捗報告にご協力いただきます。事務局宛にメールにてお送りください。報告様式については、以下のURLからダウンロードしてください。</p> <p>また、完売された場合は速やかに事務局までご連絡ください。</p> <p>URL：https://tabi-susume.com.biz</p>
7	<p>旅行会社の実績報告書に添付する「宿泊及び旅行実績が証明できる書類」とはどんなものですか。</p>	<p>お客様のご旅行が(キャンセルされることなく)実際に行われたか、適正に割引が行われたかなどを確認させていただくため、例えば以下のいずれかの書類を想定しています。</p> <p>宿泊証明書、宿泊施設との宿泊実績に基づく精算書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類、お客様との旅行販売における領収書(旅行内容がわかるもの)です。</p>

	質 問	回 答
8	<p>精算の際に宿泊事業者が提出する書類は、どのようなものがありますか。</p>	<p>①実績報告書（様式5号） ②実績書（様式第6号） ③実績内訳シート・実績入力シート（様式第7号及び別紙） ④割引確認書 ⑤請求書（様式第8号） になります。</p> <p>④の割引確認書については、宿泊されるお客様にご記入頂くものになりますので、必ず宿泊者ご本人（代表者）に直筆で記入をお願い致します。</p> <p>また、精算申請フォームから申請をする場合には、①②⑤の提出は不要となります。（11月2日（月）オープン予定）URL等は後日改めて事務局から発信させていただきます。</p>
9	<p>ディスカバー信州県民宿泊割第2弾を割引上限額まで達した後に、県民に対して、GoTo信州！宿泊割を適用することは可能ですか</p>	<p>基本的に、長野県在住者にはディスカバー信州県民宿泊割第2弾をご利用いただくこととしていますが、GoTo信州！宿泊割の対象者は国内在住者としているため、長野県在住者に対し適用することは差し支えありません。</p>
10	<p>小さなお宿応援事業に参加していますが、「新たな旅のすゝめ」宿泊割事業に参加することはできますか。</p>	<p>小さなお宿応援事業の割引を実施している間は参加することはできません。ただし、小さなお宿応援事業の配分額が終了し、今後、小さなお宿応援事業の割引を行うことがなければ、本事業の対象事業者として申請することは可能です。</p>